

れいわ ひ さい かた し
令和元年台風第19号により被災された方へのお知らせ

うん てん めん きょ しょう ゆう こう き かん れいわ ねん がつ にち えん ちょう
運転免許証の有効期間が令和2年3月31日まで延長されます。

氏名	日本花子	昭和50年 9月 10日生
住所	熊本県〇〇市△△町□□	
交付	平成26年 9月10日 12345	
免許の 条件等	令和元年10月10日まで有効	
優良	運転免許証	
番号	第 123456789000 号	
一 小 原	平成05年07月01日	
他	平成07年08月10日	
二 種	平成14年09月20日	
種類	大 型 中 型 普通 大 特 大 自 二 種 小 特 原 付 大 二 中 二 大 特 二 種 大 自 二 種 二 種	
	〇〇〇〇〇 公安委員会	

ゆうこう きかん まつじつ ひだり ば あい れいわ ねん がつ にち
有効期間の末日(左の場合、令和元年10月10日)が、
れいわ ねん がつ にち れいわ ねん がつ にち かた
令和元年10月10日から令和2年3月30日までの方
については、令和2年3月31日まで運転することができます。
れいわ ねん がつ にち うんてん
(令和2年3月31日までに更新手続きをしてください。)

たいしょう かた
対象となる方

ふくしまけん ない い か し ちょう そん じゅうしょ かた たいしょう
福島県内では、以下の市町村に住所のある方が対象となります。
にし あいづ まち きた しお ばら むら ゆ がわ むら しょう わ むら のぞ ぜん し ちょう そん
(西会津町、北塩原村、湯川村、昭和村を除く 全55市町村)

- ※ たいしょう し ちょう そん こんかい さいがい さい さいがい きゅうじょう ほう てきょう くいき じょうき し ちょうそん れいわ ねん がつ にち じてん
対象となる市町村は、今回の災害に際し災害救助法が適用された区域であり、上記の市町村は令和元年10月19日時点のものです。
- ※ れいわ ねん がつ にち ちょうぜん こうしんてつづき まどぐち こんざつ よそう ちゅうい
令和2年3月31日直前は、更新手続きのため、窓口が混雑することが予想されますのでご注意ください。
- ※ うんてん めんきょしょう こうしん いがい てつづき どうよう そち
運転免許証の更新以外の手続きについても、同様の措置がとられています。
- ※ さいしん じょうほう たけんない たいしょう し ちょうそん えんちょう そち た てつづき くわ も よ けいさつしょ また めんきょ と
最新の情報、他県内で対象となる市町村、延長措置がとられるその他の手続きなど、詳しくは、最寄りの警察署又は免許センターにお問い合わせください。